



少年センターだより



令和4年9・10月号(第420号)

毎月1日「少年の日」 ☆育て少年心豊かにたくましく! 第3日曜日「家庭の日」 ☆咲かせよう明るい会話, 家族の輪

子どものために大人ができること

7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」に伴い、長崎県では「ココロねっこ運動強調月間」が展開されました。ココロねっこ運動とは、子どもたちの心の根っこを育てるために、大人のあり方を見直し、みんなで子どもを育てる長崎県の県民運動です。

市内で行われた主な取組を紹介します。

○非行事故防止キャラバン

市内の各健全協と少年センターでそれぞれの小学校区を巡回(11地区)し、青少年の非行・被害防止の広報活動や集団下校の見守り、危険箇所の点検等を行いました。

○立入調査

少年センターと市安全対策課が中心となり、大村市健全協、大村市補導協、大村市PTA連合会、市内中学校・高校の代表の先生方に協力していただき、立入調査を実施しました。この調査では、67店舗の書店やコンビニ、DVD等を扱う店舗、カラオケボックスやゲームセンター、携帯電話販売店等を訪問し、県少年保護育成条例に則って営業されているかを確認しました。



(鈴田地区での出発式の様子)

自転車のマナーについて

大村市では、6月までに自転車による人身事故が9件、物件事故が72件起こっています。毎月の補導活動においても、並列走行をしている自転車や夜に無灯火で走る自転車を見かるといった報告を受けています。また、花火大会や夏越まつりで補導活動を行った際も、無灯火の自転車が多く声をかけて注意を呼びかけました。車との事故は、命を落とす危険性や障害を負う危険性があります。どうせ車がよけてくれるから大丈夫といった考えは捨て、歩行者も自転車も車も安心できる街づくりを目指したいと思います。大きな事故が起きる前にもう一度、自転車のマナーについて確認します。

自転車安全利用五則

① 自転車は、車道が原則、歩道は例外

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。したがって、歩道と車道の区別のあるところは車道通行が原則です。

② 車道は左側を通行

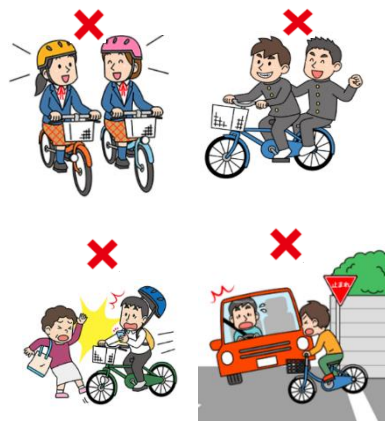
自転車は道路の左端に寄って通行しなければなりません。

③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道では、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。

④ 安全ルールを守る

飲酒運転・二人乗り・並列走行・無灯火・一時停止・運転中のスマホ・傘さし運転



⑤ 子どもはヘルメットを着用



注意

二人乗り・並列走行は、2万円以下の罰金又は科料

無灯火は、5万円以下の罰金

一時停止を守らなかったら、3か月以下の懲役又は5万円の罰金です。

＜連載コラム＞

夏休みも終わり、子どもたちが学校に戻ってきます。

「新学期への期待と新しい目標でわくわく胸を躍らせているのか」「休み明けで身体が重く気持ち乗らないのか」、子どもたちの様子はどんなでしょうか？

私たちが通ってきた道ではありますが、若く、これからの人生へ向かい切り拓いていくであろう子どもたちを見ていると、うらやましくも輝いて見えます。

また、その子どもたちも、肉親はもとより、それぞれの道で活躍する人たちの姿に憧れ、数年後の自分を重ねているのだと思います。

子どもたちが憧れ目標にする人たちは、ある日突然そうなったわけではありません。その人たちの努力や考え方、日々の積み重ねの結果が今の姿なのです。

先日、その道で活躍する人たちの「心がけていること」について次のように記載されているのを目にしました。

- 人はつい、まわりの人や環境のせいにしてしまいがちです。しかし、それでは何も状況は変わりません。問題はいつも「自分の中にある（当事者意識）」のです。
- どんなに「自分は客観的」だと思っても、どこかに「主観」が入っている。相手の言動を見て、「なるほどそういう考え方もあるんだ」という姿勢こそが大切。
- 世の中には、「自分の力で変えられること」と「自分の力で変えられないこと」があります。変えられないことを悩んだり、考えたりするよりも「自分が変えられることに集中すること」。それは、これからの自分の行動です。
- 「山の頂上を見据えて、臨機応変にルートを進む」「ゴールから逆算して、弾力的に思考し、実践する」。
- 目標と同時に「行動目標」を設定し、「タイムマネジメント」をする。
- 「今できることに、一転集中努力する」「準備に労力を費やす」「複雑なことをシンプルに考える」「完璧を求め過ぎない」・・・等々。

人生は長いようで短い。しかし、考えよう、使いようによっては3倍も4倍も「その人なりの充実した人生」を送ることがきっとできるはずです。

子どもたちにも、自分自身にも改めてエールを送りたいと思います。

＜ ひびく・1 ＞



青少年に関する相談は少年センター（月～金 8:30～17:15）へ

☆相談電話(ヤングテレフォン)0957-49-5263

☆ Eメール相談 : kiitekudasai@city.omura.nagasaki.jp